

入札金額の内訳書提出に関する取扱いについて

この取扱いは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 27 年 4 月 1 日施行）の改正により、公共工事の入札に際して入札金額の内訳書の提出が求められることとなったことを踏まえ、長沼町が執行する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事）の入札に関し必要な事項を定め、入札及び契約の透明性、客観性及び競争性の確保を図ることを目的とする。

記

1. 対象とする工事

予定価格が 200 万円を超える建設工事の入札を対象とする。

2. 入札金額の内訳書の形式等

入札金額の内訳書の内容は、次のとおりとする。

① 記載が必要な事項

ア) 作成年月日

イ) 入札者の所在地、商号・名称、代表者の職氏名及び代表者印

ウ) 工事番号及び工事名

エ) 入札金額の内訳

② 入札金額の内訳書の記載内容及び参考とする書式

工種種別までの記載内容とし、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定める経費その他当該公共工事の施工に必要な経費の内訳を記載すること。

参考書式は別紙、参考様式 1 及び 2 を参照のこと。

※参考様式 1（土木工事）・参考様式 2（営繕工事）

ただし、工事の種類・規模・内容により上記にかかわらず書式の内容を変更することができる。

3. 入札の無効について

次のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とする。

① 入札金額の内訳書の提出がない場合。

② 入札金額の内訳書の明細が公示する設計図書等と一致しない場合。

③ 入札金額の内訳書に記名押印がない場合。

④ 入札金額の内訳書の合計金額と入札金額が一致しない場合。

⑤ その他、入札金額の内訳書の内容に不備があると判断した場合。

4. その他

① 提出された内訳書は、書き換え、引換え又は撤回は出来ないものとする。

② 提出された内訳書は返却しない。

5. 施行日

この取扱いは、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。